地域福祉活動をお考えの皆様へ



守口市地域福祉推進基金活動助成事業

守口市では、市民の地域福祉活動促進のため、市内で行われる 地域福祉活動に対して新たに助成金を交付します。

【助成対象者】

- ① 市内に在住、在学または在職する個人
- ② ①の個人を主たる構成員とする団体または市内に事務所を有する団体
- ③ 市内に事務所を有しない団体で市内において対象活動を行う団体



【対象となる活動】

- ① 高齢者・障がい者・児童等の社会参加及び自立への機運を高めること等を目的とした 社会参加推進事業【活動例】認知症予防手作り教室、高齢者向け料理教室
- ② 市民の福祉向上、または高齢者・障がい者、児童等の知識習得等を目的とした 講演会の開催 【活動例】手話に関する講演、障がい者理解の講演会
- ③ 高齢者・障がい者・児童等の福祉の向上に寄与すること等を目的とした 普及啓発活動 【活動例】障がい者向けスイーツコンテスト
- 4 その他適当と認められる地域福祉活動





配布資料

- ①募集要項
- ②助成金交付申請書(様式第 1 号)
- ③助成金交付申請に係るヒアリング資料(様式第2号 Nol.2)
- ※申請方法、その他詳細については、募集要項をご確認ください。

申請受付期間

募集中!

令和3年4月1日(木)から

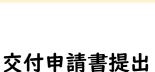
5月31日(月)まで

【お問合せ先】





助成金交付の流れ





4/1 (木) ~5/31 (月)



事業内容の審査

6月中頃予定



交付が決定した場合

交付決定通知書 発送



交付決定金額に基づき

交付金の概算請求



地域福祉活動 開始



活動終了後

活動実績報告書 提出 (期限 4月末まで)



事業報告書 受理

助成金の精算



